

## 1 策定のねらい

### (1) 成熟社会のまちづくり

今、わが国は、少子高齢の本格的な人口減少社会を迎えつつあり、総人口は既に減少局面に転じ、50年後には9千万人を下回ると言われている。兵庫県でも、2010年の562万人を最高に、その後は人口が減少していくことが見込まれる。少子化と高齢化は、世界的に例を見ない早さで進行し、人口構造が変化している。

このような中、本県では、平成13年2月に「21世紀兵庫長期ビジョン」を策定した。その中では、創造的市民社会（人の自律を支える）、環境優先社会（営みの循環を促す）、しごと活性社会（しごとの創造を図る）、多彩な交流社会（県土の活用を進める）の4つを目指すべき社会像として、7つの圏域ごとに地域ビジョンをまとめ、参画と協働のもと、ビジョンの実現に向けた取組みを進めて行くことにしている。

また、まちづくり施策に関しては、県民等とのパートナーシップのもと、生活者の視点に立って、安全に安心して暮らすことができる人間サイズのまちづくりを推進するため、平成12年3月にまちづくり基本条例に基づき「まちづくり基本方針」を策定（平成19年7月改訂）したところである。

一方、交通施策に関しては、平成7年10月に策定された「ひょうご21世紀交通ビジョン」で、地域の活動を支援する交通体系の強化、人と自然に配慮した交通の確立、快適で多様な交通の創出等を基本目標に掲げ、これを受けて平成18年3月に策定された「ひょうご交通10カ年計画」では、人口減少社会・高齢社会の到来、環境への意識の高まり、ユニバーサル社会の進展、情報通信技術の進歩、価値観の多様化等の時代潮流の変化や公共交通の現状と課題を踏まえつつ、地域づくりと生活者の視点から公共交通の充実に向けた基本戦略と施策体系、さらに県内6地域における公共交通施策の推進方向等を取りまとめたところである。

### (2) 総合的な駐車場対策の必要性

これまでの駐車場対策においては、自動車交通需要が増大する中、道路交通の円滑化を図り都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的として、都市計画駐車場等の整備や一定要件を満たす建築物に対する駐車場の附置義務により量の確保が図られてきた。

しかし、上述のまちづくりに関する方針や計画の方向性と整合を図りつつ、人口減少と少子高齢化という大きな社会情勢の変化に的確に対応するためには、将来的な総需要の減少等を見据えながら計画的に供給を調整し、各駐車施設の経営の効率性を高めるなどの対策を地域ごとに考えていく必要がある。さらに、身体障害者、高齢者、幼児同伴者等の移動制約者が移動しやすい空間づくりにも配慮し、駐車施設が生活者及び来街者の満足を獲得するための交通結節点となるよう、駐車場対策を再構築していくことが求められる。

そのためには、特に中心市街地における駐車場対策を、環境と経済性の両立なども含めた施策の総合化の中で、自動車や自転車などの私的交通と鉄道やバスなどの公共交通がうまく連動し「全体としての調和」を実現できる総合的なものにしていく必要がある。

### (3) 駐車場整備計画の意義・役割

駐車場整備計画は、駐車場法第4条の規定により、原則として駐車場整備地区ごとに市町が策定する路上駐車場及び路外駐車場の整備に関する計画であり、当該地区における駐車場の整備に関するマスタープランとして位置付けられるものである。

駐車場整備計画には、駐車需要の質及び量の観点から、駐車場の整備に関する基本方針、駐車場の整備の目標年次及び目標量、公共と民間の整備の分担、駐車場の有効利用に関する施策等について定めることとされている。

駐車場整備計画を定める際は、当該市町の土地利用や都市施設等に関する都市計画との整合を図るとともに、必要に応じて、総合的な都市交通計画の一環として実施される駐車需要を削減する方策等、駐車場整備以外の対策も含めて定めることができることになっているが、現実には、急激なモータリゼーションの進展による中心市街地の駐車場不足を解消するための計画にとどまっている。

これまでは、施設の新増築の際に施設ごとの駐車需要に対応する駐車場を原因者に整備させることを原則としながら、必要に応じて通勤や観光等による駐車需要に対応する都市計画駐車場等を行政が整備し、量の確保を中心とした駐車場対策が実施されてきた。

しかし、成功事例としては主に国外のものになるが、中心市街地のにぎわいのためには「歩きやすく人が集まる空間づくり」を推進することが重要であり、そのためには、駐車場に停めて中心市街地を回遊できるような駐車場の配置と駐車行動を誘導するための施策が必要となる。

このように、駐車場対策をソフト対策も絡めた総合的なものにしていくためには、施設ごとに実施されてきたこれまでの駐車場対策を、地域で考える総合的な施策に転換していく必要がある。その中で、これまで駐車場関連に限定されていた来街者へのサービスを、公共交通の利便性確保等にも拡げることにより、駐車需要を削減することも可能となる。

今後は、地区としての駐車需要を把握し、それぞれの地区の特性や交通体系のあり方も視野に入れながら、整備目標（駐車容量）、民間と行政の役割分担等を明らかにした上で、駐車場整備計画を策定することが求められる。

### (4) 駐車場整備計画ガイドプランの位置付け

「駐車場整備計画ガイドプラン」は、地域特性に応じた総合的な駐車場対策の実施に向けた手引書であり、中心市街地における駐車場対策を中心市街地の活性化や公共交通を中心とする都市交通の再構築に資するものと位置付けられるものである。

今後、駐車場対策の実施主体である市町において施策の具体化に向けた検討が進められ、地域特性に応じた総合的な駐車場対策の推進を図ることが期待される。